

三 團又ハ組合ノ區域内ニ居住スル本人ノ後見人、親族其ノ他適當ナル者

第四條 家長タル地位ヲ剝奪セラレタル者ハ代行者トナルコトヲ得ス

第五條 團又ハ組合ハ正當ノ事由アルトキハ利害關係人ノ申出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ代行者ヲ改任スルコトヲ得

第六條 代行者ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

第七條 代行者ト農家トノ利益相反スル行爲ニ付テハ代行者ハ特別代行者ノ選任ヲ團又ハ組合ニ申出ツルコトヲ要ス

第八條 代行者ノ事務ハ團又ハ組合ノ監督ニ屬ス

團又ハ組合ハ何時ニテモ代行者ノ事務ニ付報告ヲ徵シ検査ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 代行者ハ農家財産ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スニハ團又ハ組合ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ違反シテ爲シタル行爲ハ本人又ハ代行者之ヲ取消スコトヲ得

民法第十四條及第四百十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 團又ハ組合ハ開拓農家ノ資力其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ第二條及第三條第三號ノ代行者ニ對シ農家財産ノ中ヨリ相當ノ報酬ヲ與フルコトヲ得

附 則

第十一條 代行者ハ其ノ任務終了後二月以内ニ本人ニ對シ代行事務ノ結果ヲ報告スルコトヲ要ス

開拓農場法第十四條ノ規定ニ依ル
家長ノ代行者ニ關スル件理由書

開拓農場法ノ制定ニ伴ヒ其ノ第十四條ノ規定上代行者ニ關シ本法制定ノ要アルニ因ル

獨逸統計局の戰爭勃發當時歐洲各國の
人口趨勢調査

今次の歐洲動亂が各國今後の人口動態と隨つて又その人口政策とに調期的なる轉機を齎らすであらうことは想像するに難くないが、さういふ意味で既往をひと先づ一括するといふ目的の下に獨逸統計局に於ては今次動亂勃發年次までの最近の歐洲各國人口動態を集計し、「戰爭勃發當時に於ける歐洲諸國民の生活力と生活意欲」なる題下に各國民の人口趨勢を一覽せしめてゐる。その一覽表及圖表(圖表は)は別掲の如くであるが、獨逸統計局の解説するところの大意を掲ぐれば以下の如くである。

佛蘭西はヴェルサイユ條約の最大の利得者として一時的には空しい繁榮を享受したが、その跡は同國の人口動態の上にも觀取せられる。即ち一九二四―二九年の五ヶ年平均の婚姻率(人口千に付、以下同之)八・四の數値は同國の不利な年齢構成やまた大戰時の大量人口消耗と考へ合せて極めて高い率といつてよく、そして出産減退も大戰後殆ど停止状態を示すに到つたといつてよい。同じく一九二四―二九年五ヶ年平均の出生率(人口千に對、以下同之)一八・四の數字は同國の一九一三年の出生率一八・八の水準と殆ど同じと見てよい。が一九三〇年以降政治經濟狀態の悪化は同時に

民族生物學的衰弱を結果し、婚姻率、出生率共に低下を見るに到つてゐること次の如くである。

年	婚姻率	出生率
一九二四―二九年五ヶ年平均	八・四	一八・四
一九三八年	六・六	一四・六

白耳義も亦佛蘭西と同じ傾向を辿つてをり、婚姻率、出生率共に低下を見せてゐる、そしてその生産力が現人口を維持するに足りないこと佛蘭西と同じ。その點ルクセンブルグ及びスイスも同様である。

舊テエツコ・スロバキア及び波蘭も同様の低下傾向を示してゐるのは西歐デモクラシー諸國の影響下にあつた當然の結果と見てよく、舊テエツコ・スロバキア内のボヘミア及びモラヴィアの一九三八年に於ける出生率一四・三は同年の佛蘭西よりも互に〇・三だけ低位にある。

大ブリテンが英國支配階級の經濟及び社會政策的態度と兼ねて又ユダヤ主義との影響の下に民族の衰退の跡を示してゐることは原則的に佛蘭西と同じだが、多少の相異は經濟事情の相異に歸すべきものである。即ち一九二四―二九年五ヶ年平均の婚姻(七・五)及び出生(二七・九)率が佛蘭西よりも悪いのは、ポンド貨の戰前相場維持策に基く經濟的苦境に依るものといへよう。三三年以降には婚姻率は上昇の跡を示し、之と共に出生率も亦上昇してゐること次の如くであるが、

年	婚姻率	出生率
一九二四―二九年五ヶ年平均	七・五	一七・九
一九三三年	七・七	一四・九
一九三八年	八・六	一五・五

右出生率の上昇も實は先立つ婚姻率上昇の結果で、而かもその上昇程度は新夫婦の増加より當然期待せらるべき所の水準にも達してゐない。

北歐諸國 (瑞典、挪威、丁抹、フィンランド) はその經濟の比較的好調と、且つ又北米合衆國の移入制限による從來の移出人口の停止とにより婚姻率の上昇を結果し、之に伴ひ又出生率の上昇をも見たること英國の場合と同様であるが、右出生率の上昇程度は新夫婦増加による當然の豫期程度を超えたものではなく、丁抹の如きは右豫期の程度にも達してゐない。

總數

歐洲諸國の人口動態

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	七,三〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	九,四〇〇,〇〇〇
舊領域内	六,〇〇〇,〇〇〇	六,四〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	六,〇〇〇,〇〇〇	五,七〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
ア兩保護領	八〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
ハンガリー (2)	八,〇〇〇,〇〇〇	七,七〇〇,〇〇〇	八,七〇〇,〇〇〇

九・八を以て停止の域に入り、爾後婚姻率の多少の増加に伴ひ出生率も亦多少上昇してをり、一九三九年の出生率二〇・七は猶ほ獨逸よりも高位にある。

バルカン諸國は一九二四—一九二九年五年平均の出生率に極めて高い出生率を示してゐたが、以後出生率制限の風潮は之ら諸國をも襲ふところとなつたこと表裏に見るが如くで、このことはブルガリア及びハンガリーに於いて特に著しい。

出生

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	一,四七〇,〇〇〇	一,五〇八,〇〇〇	一,六三三,〇〇〇
舊領域内	一,二七〇,〇〇〇	一,四八五,〇〇〇	一,四七〇,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇五八,〇〇〇	一,〇九三,〇〇〇
ア兩保護領	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇
ハンガリー (2)	一,八二〇,〇〇〇	一,八三三,〇〇〇	一,九四三,〇〇〇

死亡 (死産を除く)

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	九四〇,〇〇〇	九四九,〇〇〇	一,〇〇九,〇〇〇
舊領域内	七九四,〇〇〇	七九三,〇〇〇	八五三,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	八八八,〇〇〇	九一八,〇〇〇	九六四,〇〇〇
ア兩保護領	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇	二八,〇〇〇
ハンガリー (2)	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇

自然増加

國名	一九三七年	一九三八	一九三九年
獨逸 (I)	四八七,〇〇〇	五五九,〇〇〇	六三三,〇〇〇
舊領域内	四八二,〇〇〇	五五九,〇〇〇	六三三,〇〇〇
ボヘミア及モラビ	一一三,〇〇〇	一二六,〇〇〇	一三〇,〇〇〇
ア兩保護領	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
ハンガリー (2)	五五〇,〇〇〇	五二七,〇〇〇	五九六,〇〇〇

以上の諸國と好對象を爲すものは樞軸諸國で、獨逸の一九三三年より三九年迄の間の婚姻の著増は之に先立つ七年間 (一九二六—三二年) に對し約八十四萬件の増加 (舊領域内) を示し、その他獨逸へ歸屬後のオスト

マルク及びズデーテン獨逸地方も同じ歩調を見せてゐる。特に出生率の向上は婚姻率の上昇程度を超えてをり、出生率の著増が根本に於て國民の増殖意思の増大に負ふべきことを物語つてゐる。一九三九年の出生總數約百六十三萬三千、出生率二〇・四は概ね現人口維持に必要な最小所要水準を充足したに近いといつてよい。

伊太利もその人口政策的諸對策は自由主義時代の民族衰退の杞憂を停止せしむるに成功したものと云つてよく、一九三三年以降の出生率は多少の振幅を除き概ね不變の状態に安定するに到り、三九年の出生率二・三五は獨逸より猶ほ約三・〇だけ高率であり、隣國のハンガリーより四・四だけ上位にある。

スペインは猶ほ國內戰爭後の人口統計を有たないが、種々の點より好調を期待せしめてをり、ポルトガルも亦その獨裁政府の下に出産減退傾向を弱せしむるに成功した。(Wirtschaft u. Statistik Nr. 5, 1941 所載)

佛蘭西	一七四、一三三	二七三、九〇三	六二一、六六三	六二一、三二八	六八六、〇三三	六四六、八七九	(一) 二七四〇 (二) 三四七四一
ス イ ス	三〇、三九四	三二、〇三一	六二、四八〇	六三、七九〇	四七、七二四	四八、五七六	一五、三〇六
白 耳 義	六三、四四五	六二、四四九	二七、五〇六	二二、三四五	一〇九、一四〇	一〇九、六三一	一八、三六六
和 蘭	六六、〇四〇	六七、〇四〇	一七〇、三〇〇	一七八、四三三	七五、五二六	七四、〇四三	二五、五八六
ルクセンブルグ	二、四八六	二、四七四	四、五二四	四、四八六	三、五五五	三、八二一	九四七、七四
大ブリテン(3)	四〇六、一三四	四〇七、六七〇	七三、七七九	七五、九五〇	五九、七七九	五九、五五〇	九四七、七四
アイランド	一四、七八〇	一四、九五四	五、四八八	五、六七五	四、五〇六	四、〇六六	九九九
瑞 典	五、四四三	五、六七五	八、九四三	九、四九九	七、五二八	七、二七七	一三、九八八
諾 威	二、八六四	二、四一八	四、四六三	四、五九七	三、〇三三	二、九〇三	一四、六四四
丁 抹	三、四一〇	三、三六五	六、七四四	六、八四三	四、〇四三	三、九〇八	一四、四七七
フィンランド	三、四六四	三、三六九	七、三一九	七、六九五	四、一五〇	四、七九一	二七、〇〇三
波 蘭	二、七五、五六〇	二、七八、七二五	八、五八、〇六四	八、四九、八七三	四、一五九四	四、七九六〇三	二五、一六九
ルーマニア(4)	一、八五、一〇三	一、七三、六三九	六、〇一、三〇三	五、八五、九七	三、七七八二	三、七九二七八	二五、一六九
ユーゴスラビ	一、七六、四六六	一、七三、六三九	四、三、七九四	四、三、七九四	二、四三、一八四	二、四三、一八四	二、三三、四九一
ブルガリア	五、〇、七三二	五、三、二七五	一、五〇、〇四〇	一、四、四一五	八、四四、三三	八、五、七七五	一八、一、六〇〇
希 臘	四、五、八三三	四、六、四三二	一、八三、八七八	一、八三、八八四	一〇、五、六七四	九、三、六八三	六、五、六〇八
伊 太 利(5)	三、七、七三九	三、四、八四四	九、九一、八六七	一〇、〇七、一八〇	六、五、四三〇	六、二、三三九	七、八、三〇四
ス ペ イ ン	一、五〇、三三(6)	一、五〇、三三(6)	六、三、四六(6)	六、三、四六(6)	三、三、九三三(6)	三、三、九三三(6)	三、七、六四七
ポルトガル	四、六、八〇一	四、九、〇一六	一、九八、二二七	一、九、四七七	二、七、二九一	一、五、三三一	三、七、五三六(6)

人口千に付

婚 姻 率

出 生 率

死 亡 率(死産を除く)

自 然 増 加 率

獨 逸(1)	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三	一九二二	一九三三	一九三三	一九三三
佛蘭西	八四	七六	六七	六六	一八四	一六二	一五〇	一四七	一四七	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
ス イ ス	七三	七八	七一	七三	一七九	一六四	一五〇	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二	一五二
和 蘭	八三	八三	八三	八三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ルクセンブルグ	九一	八三	八三	八三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
大ブリテン(3)	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
アイランド	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
瑞 典	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
諾 威	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
丁 抹	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
フィンランド	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
波 蘭	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ルーマニア(4)	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ユーゴスラビ	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ブルガリア	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
希 臘	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
伊 太 利(5)	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ス ペ イ ン	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一
ポルトガル	九三	九三	九三	九三	二六六	二三〇	二〇〇	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一	一九一

白耳義	九四	七九	七八	七六	七五	六五	一八九	一六五	一五二	一五二	一五八	一五三	二三四	一四一	一三七	一三一	二三八	五五	三四	二五	二二	二七	一五
和	七六	七三	七四	七七	七七	九三	二二七	二〇八	二〇二	一九八	二〇六	二〇七	二〇〇	八八	八七	八八	八五	三七	三〇	二五	二〇	三一	三〇
ルグセン	九三	七二	八〇	八三	八三	七四	二〇八	一六三	一五一	一五一	一五〇	一五〇	一四三	二二	二二	二九	二七	六六	五九	三六	三三	三三	三三
大ブリテン	七五	七七	八五	八六	八六	七四	一七九	一四九	一五三	一五三	一五五	一五五	二二五	二二五	二二五	二二六	二八	二八	二八	二八	二七	二七	二七
アイルラン	四六	四七	五〇	五〇	五二	一	二〇五	一九三	一九六	一九二	一九三	一九三	一四六	一三五	一四四	一五三	一五六	五九	五七	五〇	三〇	二七	二七
瑞	六四	七〇	八五	八七	九〇	九五	一六七	一三七	一四二	一四三	一四八	一四四	二二	二二	二二	二二	二六	四六	三七	三三	三三	三三	三三
諾	六〇	六三	七八	八二	八三	八九	一八八	一四八	一四六	一五三	一五八	一六〇	二二	二二	二二	二二	二六	七七	四六	三三	三三	三三	三三
丁	七〇	八八	九三	九二	九二	九四	二〇三	一七三	一七八	一八〇	一八一	一七八	二〇九	二〇六	二〇	二〇	二〇	七七	四六	三三	三三	三三	三三
フィンラン	六六	六六	七九	八五	八七	一	二二七	一七四	一八一	一八九	一九九	一七八	二四三	二二九	二二	二二	二四	七五	四五	五〇	六六	七三	七三
波	九二	八三	八三	八〇	八〇	一	三三六	二六五	二六一	二四九	二四五	二四五	二七四	二四三	二四三	二三八	二三八	一六二	一六二	二二	一九	一九	一九
ルーマニア	九三	八四	九一	九五	八八	七九	三三三	三三〇	三三三	三〇八	二九六	二八三	二七	一八七	一九八	一九三	一九三	二三八	二三八	二二	二二	二二	二二
ユーゴス	九三	七七	七三	七八	一	一	三三三	三三〇	三三三	三〇八	二九六	二八三	二七	一八七	一九八	一九三	一九三	二三八	二三八	二二	二二	二二	二二
ラビア	二〇三	九〇	七九	八一	八一	八一	三三〇	二九一	二七九	二七九	二二	二二	二〇〇	一八九	一五五	一四一	一三五	一四二	一四二	一三	一三	一三	一三
希臘	七五	七〇	五六	五六	五六	一	二七九	二八八	二四〇	二三八	二二	二二	一九三	一五五	一四一	一三五	一四二	一四二	一三	一三	一三	一三	一三
伊	七四	六九	七四	八七	七四	七三	二七九	二七七	二三四	二三九	二二六	二二五	二〇四	一六四	一五七	一四二	一四〇	二〇五	二〇五	一八	一八	一八	一八
太	七三	六三	六二	一	一	一	二九四	二七八	二五七	二三四	二二九	二二五	一九〇	一六四	一三七	一四二	一四〇	二〇五	二〇五	一八	一八	一八	一八
リ	七三	六三	六二	一	一	一	二九四	二七八	二五七	二三四	二二九	二二五	一九〇	一六四	一三七	一四二	一四〇	二〇五	二〇五	一八	一八	一八	一八
ルト	七三	六三	六二	一	一	一	二九四	二七八	二五七	二三四	二二九	二二五	一九〇	一六四	一三七	一四二	一四〇	二〇五	二〇五	一八	一八	一八	一八
ガル	七三	六三	六二	一	一	一	二九四	二七八	二五七	二三四	二二九	二二五	一九〇	一六四	一三七	一四二	一四〇	二〇五	二〇五	一八	一八	一八	一八

- (1) オストマルク、ズデーテンランド、メーメルランド及びダンチヒの諸縣を含む、但しポヘミア及びモラヴィアの兩保護領、舊波蘭領の東部新領土及びオイペン・マルメチを除く。
 - (2) 一九三九年度は一九三八年一月二日のウイーン協定に基づく領域、但しカルパト・ウクライナを除く。
 - (3) イングランド及びウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの總計。
 - (4) 舊領土。
 - (5) アルバニアを除く、因にアルバニアの一九三九年に於ける出生数は二九、三八七人、人口千に付二七・七、死亡数は一六〇、一二人、人口千に付一五・一。
- 一九三五年の數字なり。

歐洲諸國の出生率 (1921-39年)

